

## 参議院本会議(消費者契約法)・代表質問

平成30年5月25日  
立憲民主党・民友会  
杉尾秀哉

立憲民主党・民友会の杉尾秀哉です  
ただいま議題となりました『消費者契約法改正案』について質問する前に、まず目下の政治情勢について伺います。

私はテレビ報道の世界で長年、歴代政権を取材し、外から見て来ましたが、この政権ほど「酷い」政権を見たことはありません。

新たに国会に提出された森友・加計文書。あれだけ「ない、ない」と言い続けた書類が、通常国会終盤になって次々と「魔法」のように現れ、それでも何事もなかったかのように重要法案が「数の力」によって相次いで成立させられようとしている現実。これはまさに「議会への侮辱」であり、議会制民主主義の「否定」そのものであります。

これらの文書さえあれば、どうの昔に真相究明がなされたはずが、何と1年以上も国会審議が浪費されました。その全ての責任は政府・与党にあります。「失われた時を返して下さい」。

あからさまな「ウソ」をついてまで事実を「隠し」、国民が忘れるまで「なかったことにしよう」。そんな意図がミエミエです。

最近、社会問題にもなっている日大アメフトの「悪質タックル問題」で、先日、渦中の日大選手が記者会見しました。私も大学時代アメフト部に所属し、日大とも同じリーグで何度も戦いましたが、20歳そこそこの学生が自らの責任を赤裸々に語る一方で、自己保身しているとか見えない指導者の姿に、責任を官僚に押し付けて「逃げまくる」、我が国のリーダーの姿をダブらせて見た国民も多かったのではないのでしょうか？

そこで、菅官房長官に伺います。森友文書改ざんに手を染めた財務省のトップである麻生大臣、そして安倍総理の責任は果てしなく重く、内閣総辞職以外に国民の行政への信頼回復の道はないと思いますが、いかがお考えでしょうか？

次に福井大臣に伺います。

まず、冒頭申し上げますが、貴方は消費者担当大臣として不適格です。

就任以来、大臣は週刊誌のターゲットとなってきました。「火のない所に煙は立たない」。福井大臣を巡る様々な報道。週刊誌に掲載された「恥ずかしい写真」や、異性関係のトラブルの数々。そして、関与が指摘された出資金詐欺事件では、裁判で大臣に対する賠償責任は否定されたものの、出資者に問題の事業への支援を呼びかけていたことが認められました。この一事をもってしても、消費者問題担当大臣としてお任せできないと思いますが、大臣自身のお考えはいかがででしょうか？

さらに、大臣は 2014 年の解散総選挙で、自民党報道局長としてテレビ局に圧力を加える文書を出しましたが、憲法で保証された「言論・表現の自由」をどう考えているのでしょうか？

それでは、議題となっています消費者契約法について伺います。

本法案の衆議院での審議では、いわゆる「困惑類型の追加」に、それまで出てきていなかった「社会生活上の経験が乏しい」という要件が、唐突に書き加えられたことが最大の争点となりました。

そもそも、本法案は、前回の法改正では盛り込まれなかった、合理的な判断ができない事情を利用し、高齢者や若年成人などの、知識・経験・判断力不足を不当に利用して、過大な不利益をもたらす契約をさせた場合の取消権などが、消費者委員会での検討課題でした。

そこに、成人年齢の 18 歳引き下げに必要な対応が加わり、消費者契約法専門調査会で検討された事項を受けて提出されました。

ところが、専門調査会の議論ではまったく出てきていなかったこの要件が、新たに付け加えられたことで、「社会生活上の経験が乏しい」若者の救済が中心となり、高齢者や障害者などが置き去りにされるのではないか、という強い疑念が浮上。衆議院の審議では多くの委員や参考人からも削除を求める意見が相次ぎました。

しかし、修正協議を経ても結局、この要件が削除されなかったのはいかなる理由があるのでしょうか？

また、「社会生活上の経験が乏しい」とは、具体的にどのような事例について、どのような経験が乏しいことを言うのか？逆に、対象とならないのはどのような事例なのか？なるべく具体的にお答え下さい。

さらに、「経験の有無」という客観的要素はどう証明するのか？条文はあまりに曖昧、かつ抽象的で、限定的に解釈されかねません。

これらの指摘について大臣は、衆議院本会議で本村議員の質問に対して、「高齢者であっても契約の目的となるものや、勧誘の態様との関係で本要件に該当する場合がある」と答弁されましたが、この答弁を維持されますでしょうか？

近年、結婚式場などキャンセル料を巡るトラブルが多発しています。これは新郎新婦が慣れていない、契約期間が長い、そして見積もりが不透明など様々な理由があります。ところが、業界のガイドラインを見ると、3ヶ月前にキャンセルしても 20%程度取られるのが普通のようなようです。結婚式は一生に一度か、数少ない晴れ舞台。キャンセル料も自ずと高額になります。

こうしたキャンセル料は、現行の法律では平均的な損害額の立証責任が消費者側に課されていますが、本来は事業者側が立証すべきものです。このため、衆議院送付の「附帯決議二」では、消費者側の「立証責任の負担軽減に向け早急に検討し、2 年以内に必要な措置を講じること」を求めています。附帯決議についての大臣自身の考えをお聞かせ下さい。

先ほども述べたように本法案では、デート商法や靈感商法などの「困惑類型」が追加されましたが、それでも判断力不足などを不当に利用して相手の弱みにつけ込み、過大な不利益をもたらす契約について、消費者の取消権を認める、いわゆる「バスケットクローズ型」の規定を設けるべきとの意見が根強くあります。

衆議院送付の「附帯決議三」でも、その点が言及され、これも2年以内に必要な措置を講じることとされていますが、大臣自身は2年という期限をきって包括的な受け皿規定を設けることについてどうお考えでしょうか？

国民生活センターの統計を見てみますと、20歳を境に消費者被害の相談件数が急増します。特にローン・サラ金や、エステ契約など、民法が変われば18歳、19歳が新たなターゲットになる恐れがあります。

そこで、こうした被害に対する十分な対策が講じられているのか？

また、今回の法改正でもカバーできる範囲は限られ、キャッチセールスやマルチ商法の被害が救済されない可能性が指摘されていますが、いかがでしょうか？

私は長年テレビ報道の場に身を置き、様々な悪徳商法や消費者被害の現場を取材、放送してきました。「悪いやつは眠らない」という言葉がありますが、そうした輩は次々に新手の手口を練り出し、消費者被害はまさに「いたちごっこ」の状態です。

また、高齢者被害が増加する背景に、被害にあっても相談する人がいない「孤独な高齢者」の姿があり、消費者被害に対する啓蒙・啓発や、PR活動と合わせて、高齢者を孤立させないための施策が求められています。

こうした点について政府はどのような対策をとっているのでしょうか？

最後に、衆議院消費者特の質疑を見ても、政府側の答弁がぶれたり、極めて抽象的な答弁内容に終始するなど、国民にとってきわめてわかりにくい議論が続きました。また、消費者の救済範囲を狭めるような方向で答弁を修正しようし、委員会が紛糾したこともありました。こうした事を見ても消費者庁が真に国民のほうを向いているとは到底思えません。

事業者の側ではなく、あくまで弱い立場の消費者の側にたち、そうした人達を守るための充実した法案審議をお願いして私の質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

以上